

## 中野区自転車利用総合計画の見直し及び中野区自転車活用推進計画の策定について

### 1 主旨

平成29年12月に策定した「中野区自転車利用総合計画」については、令和4年度に中間見直しを予定している。

一方、平成29年5月に施行されている自転車活用推進法においては、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、区市町村に対し区市町村自転車活用推進計画の策定が努力義務として課せられている。

このことを踏まえ、令和4年度に上記2計画の見直し・策定を一体的に行う。

### 2 根拠法令

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第7条（自転車利用総合計画）
- (2) 自転車活用推進法第11条（市町村自転車活用推進計画）

### 3 検討体制

計画の見直し・策定にあたっては、中野区自転車等放置防止条例に規定する区長の附属機関である中野区自転車等駐車対策協議会に諮問する。また、庁内関係所管により検討・調整する。

### 4 調査・検討内容

現行自転車利用総合計画の検証、自転車利用に関する住民アンケート調査、自転車活用推進に関する検討等

### 5 今後の予定

令和4年 5月頃	中野区自転車等駐車対策協議会に諮問
令和4年度下半期	中野区自転車等駐車対策協議会の答申 素案作成及び意見交換会の実施 案作成及びパブリック・コメント手続の実施
令和5年4月以降	自転車利用総合計画の見直し及び自転車活用推進計画の策定